

校区の取組に対する支援

各校区において、閉校記念事業や閉校後の学校施設の利活用に関して組織される実行委員会の取組を支援します。

① 閉校記念事業 閉校となる小学校区において行う閉校記念事業を円滑に実施するための支援を行います。

(1) 検討内容 閉校式典、記念碑、記念誌等の検討
(2) 検討期間 平成28年度・平成29年度(2年間)



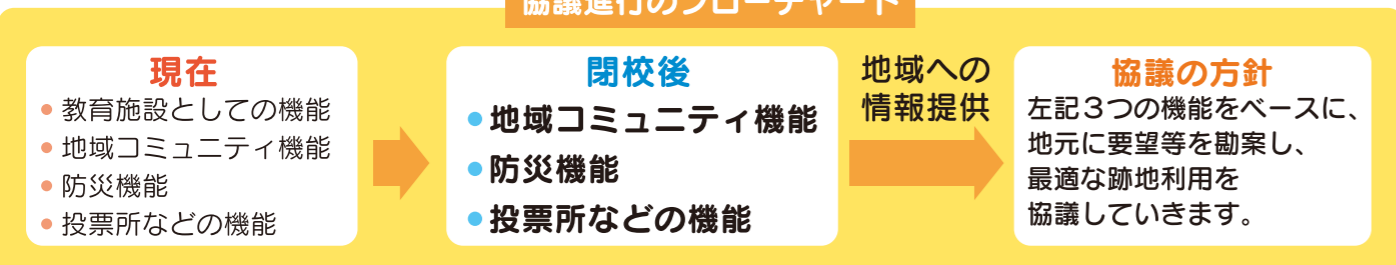
② 閉校後の学校施設の利活用

閉校後の学校施設については、地域の要望等を勘案し、最適な利活用のあり方を「大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会」で検討し、決定します。

(1) 地元住民との協議 地元住民に、閉校後の学校施設の機能を提示し、地元住民の要望も尊重します。

(2) 閉校後の学校施設の機能

協議進行のフローチャート



大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会



大分市教育委員会教育企画課

大分市荷揚町2-31

☎097-537-5903

平成28年 3月発行

野津原中学校校区 適正配置 実施計画の ご案内



大分市教育委員会



平成24年3月に策定した「大分市立小中学校適正配置基本計画」において優先順位2に位置づけている「野津原中学校区」については、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等により構成する「野津原中学校区適正配置地域協議会」から、11回の協議を経て取りまとめた報告書が平成27年11月に教育委員会あて提出されました。

本市教育委員会では、本地域協議会の報告書を尊重し、子どもたちにとってより良い教育環境を創造することを第一義に、これまで学校が地域に果たしてきた役割や地域の実情等にも配慮する中、統合後の学校が目指すべき方向性や閉校となった後の学校施設の利活用などを示した「野津原中学校区適正配置実施計画」を策定しました。

今後、野津原中学校区においては、本実施計画に沿って、特色ある取組の充実や連携型小中一貫教育の推進などを通し、保護者・地域住民の方々の願いが実現できるよう、校区の特長を生かしながら、子どもたちにとってより良い教育環境を創造します。



統合の 時期・方法

野津原東部小学校及び野津原中部小学校並びに野津原西部小学校の3校を統合します。統合の時期を平成30年4月1日とし、野津原東部小学校施設を利用します。

今後の取組

① (仮称)統合準備委員会の設置

野津原中学校区における3小学校の統合準備や通学支援の実施に係る協議等を進めるため、校区自治委員代表、保護者代表、小中学校教職員、行政関係者等で構成する(仮称)統合準備委員会を設置します。

(1)協議内容

- 統合後の学校の運営に係る検討
- 学校名、校歌、校章の改正に係る検討
- 通学支援の実施に係る検討
- PTA組織の改編に係る検討 など

(2)協議期間

- 平成28年度・平成29年度(2年間)

② 統合後の学校が目指すべき方向性

野津原地区の特色を生かした魅力ある教育活動を創造するとともに、児童生徒の交流活動や教職員が教育目標や課題の共有を図り、体系的な指導を行うことなどにより、連携型小中一貫教育の更なる充実を図ります。



(1)特色ある取組の充実

幼児期から義務教育段階を見通した教育の実施

のつはるこども園と小学校との交流活動を充実するとともに、小学校と中学校とが連携することにより、幼児期から義務教育段階を見通して子どもの成長を支え、野津原地区の未来を担う子どもを育てます。

魅力ある教育活動の創造

東部、中部、西部、今市の4校区それぞれの特色を生かし、児童生徒と地域住民とのふれあいを大切に教育活動を創造します。

併せて、野津原地区全体の伝統・文化、自然、歴史などの多様な社会資源や人材を活用し、野津原について学び、考え、ふるさとへの誇りと愛着をはぐくむような教育活動を工夫します。

大分市コミュニティ・スクールの導入

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、これまで以上に学校・家庭・地域が一層連携・協働しながら、子どもたちの成長を支える教育を進めます。

(2)義務教育9年間の系統性を重視した 連携型小中一貫教育の推進

9年間を見通した 系統的な教育課程の編成・実施

児童生徒に生きる力を効果的にはぐくむため、学校、地域の実情や児童生徒の発達の段階に即し、義務教育9年間を見通した系統的な教育課程を編成・実施します。

幅広い異年齢の交流活動等による 「心育て」の充実

自尊感情を高めるとともに思いやりなど豊かな人間性や社会性を効果的にはぐくむため、学年ごとの活動に加え、全校の行事の際に、縦割り班活動を計画的に実施するなど、異年齢の交流活動等による「心育て」を充実します。

学習・生活規律に関する系統的な指導の徹底

児童生徒の発達の段階に即した指導を9年間見通して行うことにより、学習や生活に関するきまりや習慣を徹底します。

③ 統合に伴う通学支援

(1)通学支援に係る基本的な考え方

統合に伴い保護者への新たな経済的負担が生じないように努めます。

(2)通学支援の対象区域に関する取扱

通学支援は、統合となる野津原中部小学校区と野津原西部小学校区を対象とします。ただし、野津原東部小学校区のうち野津原中部小学校区内が通学経路となる区域を通学支援の対象に加えます。

(3)通学支援方法

次の支援方法のいずれかを保護者が選択できるようにします。

- 定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給
- 自動車利用に伴う燃料費相当分の補助
- 教育委員会によるスクールバス等の運行

(4)通学支援期間

統合の年度から12年間とします。

- 平成30年4月1日から平成42年3月31日までとします。

(5)通学支援期間終了後の対応

通学支援期間終了後については、通学距離の条件に適合する場合、遠距離通学補助金制度を適用します。

その際、地域の実情等を十分に考慮します。

④ 統合に伴う環境整備

(1)学校の教育環境整備

野津原東部小学校は、統合により通学支援の対象となる児童がスクールバスや自家用車を利用して登校することが予想されます。

また、保護者や地域住民等が学校行事に参加する際、自家用車を利用することも想定されることから、こうした状況に対応するための環境整備を行います。

- 学校進入路の整備
- スクールバス、自家用車の送迎用スペース及び駐車スペースの確保

なお、学校グラウンドや野津原中学校区の将来的な小中一貫教育のあり方については、今後の児童生徒数の推移や校舎の建替え時期等を考慮し、総合的に検討します。



(2)通学環境の整備

通学路の安全確保を図るため、学校、地域住民と連携しながら、関係機関に次の取組を働きかけます。

- 防犯灯の設置に向けた取組
- ガードレールの設置に向けた取組

